

さいきオープンガーデン手順書

【庭の登録】 ※オープンガーデンに登録する場合

①さいきオープンガーデンへの登録を希望する庭主は、登録申込書を環境対策課または各振興局へ提出する。



②環境対策課は登録申込書の内容を確認し、庭の現地確認を行う。



③現地確認後、オープンガーデン登録が決定した庭主へ登録決定通知書、表示板を交付する。



④登録申込みのあった庭が「さいきオープンガーデン」に登録されたことを佐伯市のHP等で周知する。

【登録内容の変更】 ※登録後に変更する場合

①さいきオープンガーデン登録後、内容（連絡先、観賞期間、庭の面積など）に変更が生じた場合、庭主は変更申込書を環境対策課または各振興局へ提出する。



②環境対策課は変更申込書の内容を確認後、庭主へ変更決定通知書を交付し「さいきオープンガーデン」登録内容の変更を行う。

【表示板の再交付】 ※表示板を破損や紛失等した場合

①表示板を紛失または破損し再交付を希望する場合、庭主は表示板再交付申請書を環境対策課または各振興局へ提出する。

※破損や劣化等による再交付の場合、表示板も申請書と共に提出する（紛失の場合は申請書のみ提出）。



②再交付が認められた場合、表示板が再度支給されるので、庭主は速やかに表示板を掲示する。

【登録の解除】 ※オープンガーデンをやめる場合

①さいきオープンガーデンの登録を解除する場合、庭主は登録解除届及び表示板を環境対策課または各振興局へ提出する。



②環境対策課が登録解除を認めた場合、さいきオープンガーデンの一覧から登録を取消す。

【問い合わせ先】

佐伯市役所 環境対策課 環境対策係

T E L : 0972-22-3995 (直通)

F A X : 0972-22-3477

MAIL : kankyo.kikaku@city.saiki.lg.jp